

金沢市住宅支援制度

金沢 住まいの ススメ

令和8(2026)年9月発行

表紙写真は金沢市オープンデータから提供



新築・戸建て住宅の支援

p.1~3

中古・戸建て住宅の支援

p.4

まちづくり支援情報システム活用法

p.5~6

まちなか・居住誘導・地区計画区域等 区域図

p.7~9

その他の住宅支援制度(バリアフリー工事など)

p.10~11

制度の詳細や申請書類はこちら

金沢市 住宅総合ホームページ

検索



要綱・申請書類ダウンロード

金沢市都市整備局 住宅政策課 金沢市広坂1丁目1番1号 TEL 076-220-2333 FAX 076-261-3366

●住宅総合HP <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/jutakuseisakuka/gyomuannai/1/8614.html> E-mail jyutaku@city.kanazawa.lg.jp

子育て世帯、移住者への支援が充実した制度です

・各制度とも、**確認申請の前に**奨励金の計画認定申請を行い、認定通知を受けてください。

まちなか・居住誘導区域住宅取得奨励金／地区計画区域等住宅取得奨励金

将来的にコンパクトなまちづくりを目指し、奨励金交付対象区域において自らが居住する戸建て住宅を、住宅ローンにて新築(又は購入)する場合には、支援します。

対象区域	① まちなか (都心＝近代的都市景観創出区域を除く) ② 居住誘導区域 (都心＝近代的都市景観創出区域を除く) ③ 地区計画区域・まちづくり協定区域 (→P.9参照)										
対象者	① 下記ア、イいずれかに該当する方 ア…対象区域に自ら住宅を新築(又は購入)する移住者 イ…現住所(※1)から、より人口を維持すべきエリアに自ら住宅を新築(又は購入)する市内在住者 ※1 3か月以上居住する直近の住所地 【市内在住者の転居パターン】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現住所(※1)</th><th>建築場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まちなか</td><td>→ 特例のみ まちなか 特例に該当の場合のみ(下記参照)</td></tr> <tr> <td>居住誘導区域</td><td>→ まちなか 特例のみ 居住誘導区域 特例に該当の場合のみ(下記参照)</td></tr> <tr> <td>地区計画区域・まちづくり協定区域</td><td>→ まちなか 居住誘導区域</td></tr> <tr> <td>一般居住区域 その他の区域(※2)</td><td>→ まちなか 居住誘導区域 地区計画区域・まちづくり協定区域</td></tr> </tbody> </table> ※2 その他の区域 とは まちなか、居住誘導区域、地区計画区域・まちづくり協定区域、一般居住区域 以外の区域 ② 新築(又は購入)にあたり、返済期間10年以上の借入金があること ③ 入居後、町会に加入すること	現住所(※1)	建築場所	まちなか	→ 特例のみ まちなか 特例に該当の場合のみ(下記参照)	居住誘導区域	→ まちなか 特例のみ 居住誘導区域 特例に該当の場合のみ(下記参照)	地区計画区域・まちづくり協定区域	→ まちなか 居住誘導区域	一般居住区域 その他の区域(※2)	→ まちなか 居住誘導区域 地区計画区域・まちづくり協定区域
現住所(※1)	建築場所										
まちなか	→ 特例のみ まちなか 特例に該当の場合のみ(下記参照)										
居住誘導区域	→ まちなか 特例のみ 居住誘導区域 特例に該当の場合のみ(下記参照)										
地区計画区域・まちづくり協定区域	→ まちなか 居住誘導区域										
一般居住区域 その他の区域(※2)	→ まちなか 居住誘導区域 地区計画区域・まちづくり協定区域										

【奨励金対象となる転居のイメージ】

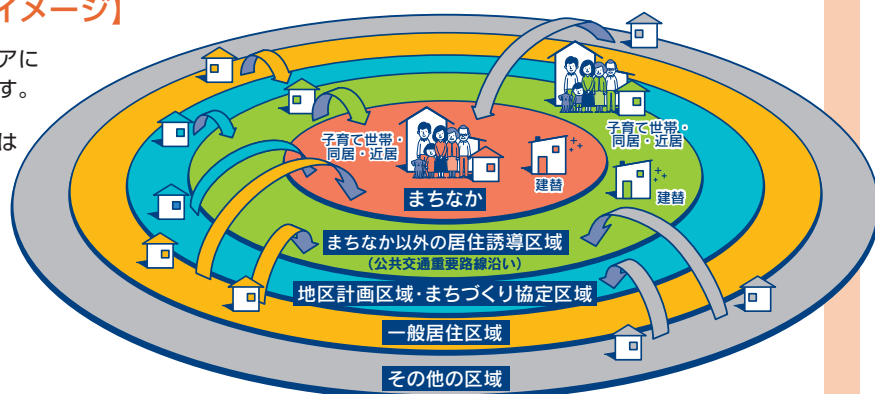
基本

よりまちの中心部に近いエリアに住宅を新築する方を支援します。

特例

下記いずれかに該当する場合は支援対象となります。

- ・子育て世帯
- ・同居
- ・近居
- ・同一地での建替(新築)



住宅の条件・奨励金額

【住宅の条件】エリアによって異なります

区域	まちなか	居住誘導区域	地区計画区域・まちづくり協定区域
敷地面積			地区計画等の規定による (規定が無い場合150㎡以上)
延床面積	75㎡以上280㎡以下 かつ1/2以上が自己居住用	1/2以上が自己居住用かつ その部分が100㎡以上280㎡以下	
屋根	瓦屋根 (眺望景観条例等で指定する区域では軒の出のある黒瓦 P.7参照)	瓦屋根(眺望景観条例等で指定する 区域では軒の出のある黒瓦 P.7参照)	地区計画等の規定に 適合するもの
外壁 開口部	伝統的な意匠(景観関連条例に適合するもの)	一部指定地区では 景観関連条例に適合するもの	
バリア フリー	・住宅性能評価であれば「高齢者等への配慮」等級2以上 ・長期優良住宅であれば階段、便所、浴室、玄関に手すり (握ることの出来る形状)		
共通	・住宅の品質確保の促進等に関する法律による設計住宅性能評価書および建設住宅性能評価書の交付、 又は長期優良住宅の認定通知書の交付を受けること ・敷地の緑被率30%以上(→下部参照)		

※延床面積は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第115条の規定により定められた各階ごとの面積の和とする

※屋根の一部を瓦に代えて太陽光設備を設置する場合は、全体の屋根面積の1/2以下とすること

【奨励金額】下表の率を、右記のいずれか低額な方に乗じます {・住宅の新築又は購入にかかる借入金(土地等の取得費除く) ・住宅の工事請負額又は購入額(土地等の取得費除く) (カッコ内限度額)}

区域	まちなか	居住誘導区域	地区計画区域・まちづくり協定区域
基本額	5% (100万円)	2.5% (50万円)	0.5% (10万円)
加算額	子育て世帯 2.5% (50万円) 移住者 2.5% (50万円) 45歳未満 2.5% (50万円) 和室 0.5% (10万円) ※加算額の上限 5% (100万円)	子育て世帯 2.5% (50万円) 移住者 2.5% (50万円) ※加算額の上限 2.5% (50万円)	子育て世帯 1.5% (30万円) 移住者 1.5% (30万円) ※加算額の上限 2% (40万円)
上限額	200万円	100万円	50万円

・居住誘導区域と、地区計画区域・まちづくり協定区域は、一部重なります。
その場合、奨励金額は居住誘導区域の額が適用されます。(ただし両方の規定に適合すること)

支援の特例・加算対象の基準

子育て世帯	18歳未満の子がいる世帯
移住者	①、② 全てに該当する者 ① 金沢市内に住民票を異動して3年を経過しない者、又は異動する予定である者 ② 金沢市内に住民票を異動する前に、市外に3年以上居住していた者
45歳未満	申請者が45歳未満である場合
和室	畳敷きが4畳半以上の、塗り壁および建具で仕切られた部屋
同居	親世帯・子又は孫世帯それぞれに専用居室が必要
近居	親世帯と子又は孫世帯が直線距離300m以内に居住する場合

緑被率(各支援制度共通の基準)

緑地	基準	緑地面積
樹木	高木 樹高3m以上(将来成長して4m以上になる)のもの	25㎡/本
	中木 樹高1m以上3m未満のもの	15㎡/本
	低木 樹高1m未満のもの	1㎡/本
生垣	高さ1m以上かつ1m当たりの植栽本数が2本以上のもの	延長1m当たり1㎡

●緑地面積
(敷地面積200㎡の場合)

高木1本 1本×25㎡=25㎡
中木2本 2本×15㎡=30㎡
生垣6m 延長6m×1㎡=6㎡

計 61㎡

【計算例】
●緑被率
緑被率 = $\frac{\text{緑地面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$
= $\frac{61}{200} \times 100\%$
= 30.5%

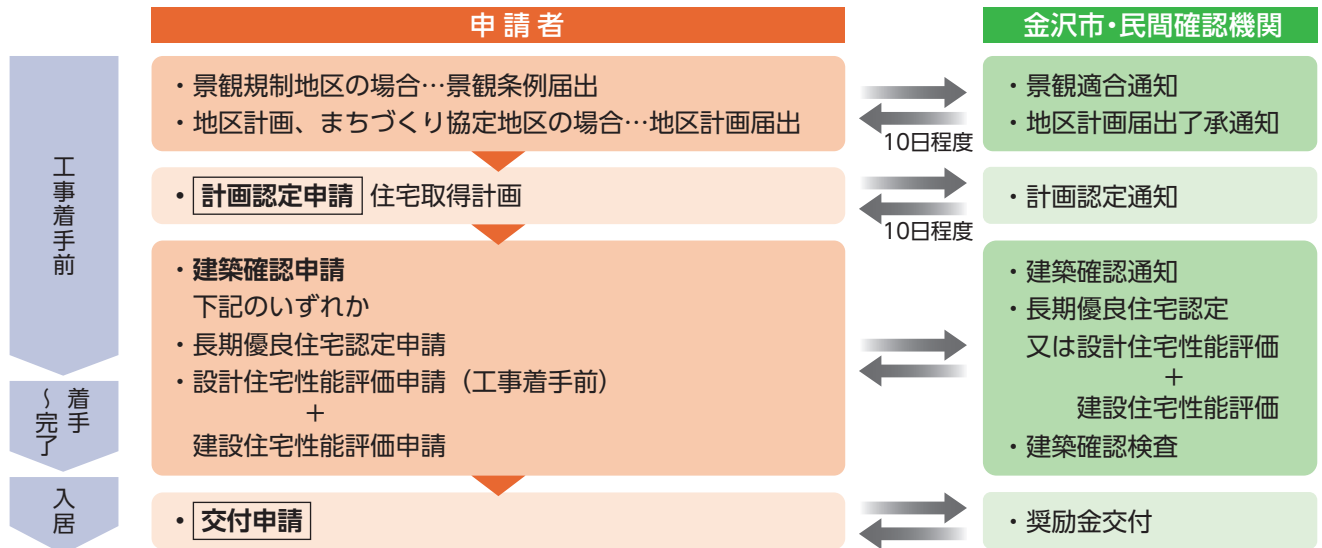
まちなか・居住誘導区域住宅取得奨励金 地区計画区域等住宅取得奨励金 手続きについて

●必ず建築確認申請前に、計画認定を受けてください。●交付申請期限にご注意ください。

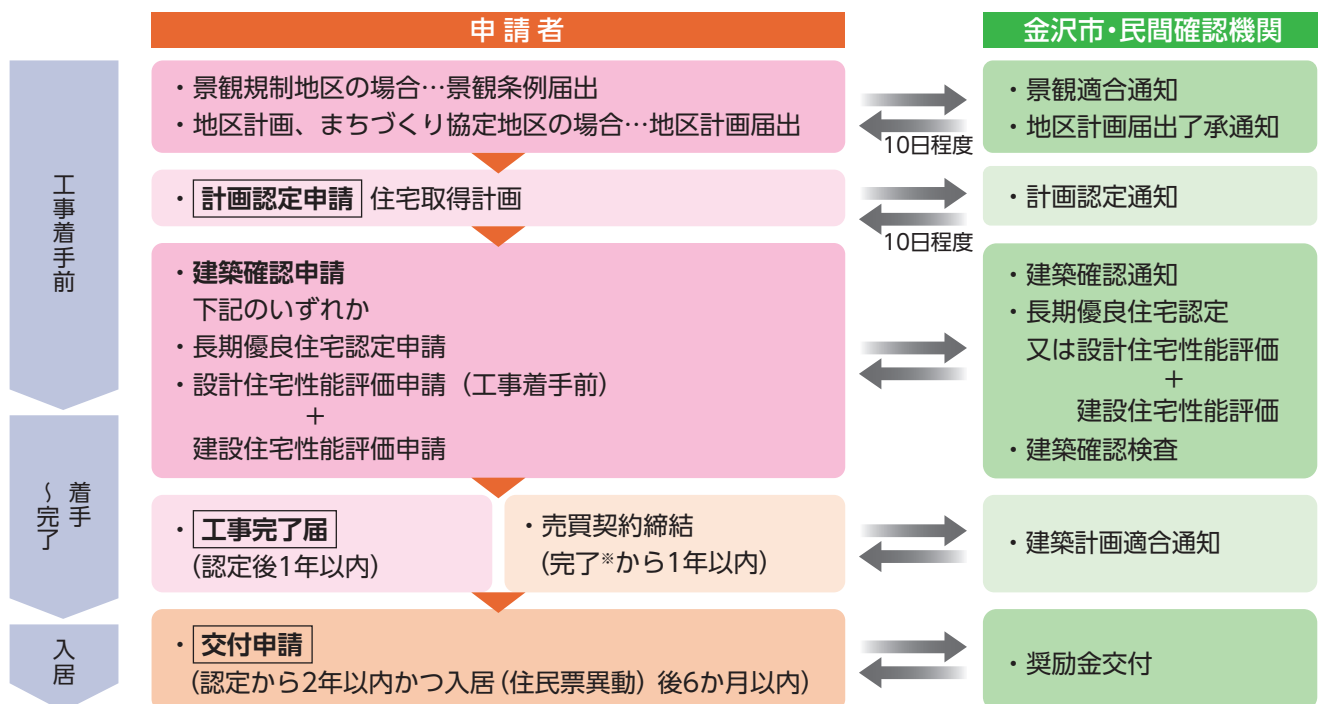
注文住宅の場合

●交付申請期限:認定から1年以内

ただし、認定から1年以内であっても、入居(住民票異動)から6か月を越える場合は対象外



建売住宅の場合



【注】交付申請や工事完了届(建売)には、写真の添付が必要です。

外観(屋根、外壁各面)、植栽(樹高と樹種の分かるもの)、和室(塗壁施工の様子が分かるもの、建具、畳)

※①登記事項証明書の新築日、②検査済証の発行日、③工事完了届の工事完了日のうちもっとも早い日をいいます。

その他各種手続きに必要な規定や書類は、ホームページで要綱・要領をご確認ください。

詳しくは
こちら▶



金沢市 住宅総合ホームページ

検索



要綱・申請書類ダウンロード

中古住宅の購入・リフォームを支援します

良質な中古住宅の流通促進

子育て世帯・移住者への支援

・認定申請は、所有権保存登記又は所有権移転登記前(融資実行前)に行ってください。

中古住宅取得・リフォーム奨励金

奨励金交付対象区域において自らが居住する良質な戸建て中古住宅を、住宅ローンにて購入又は購入しリフォームする場合に支援します。

対象区域

- ① まちなか (都心＝近代的都市景観創出区域を除く)
- ② 居住誘導区域 (都心＝近代的都市景観創出区域を除く)
- ③ 地区計画区域・まちづくり協定区域(→P.9参照)
- ④ 一般居住区域 移住者のみ対象

対象者

- ① 下記ア、イいずれかに該当する方
ア…対象区域に自ら中古住宅を購入又は購入しリフォームする**移住者**
イ…現住所(※1)から、より人口を維持すべきエリアに自ら中古住宅を購入又は購入しリフォームする**市内在住者**
※1 3か月以上居住する直近の住所地
 - ② 購入又は購入しリフォームするにあたり、返済期間10年以上の借入金があること
 - ③ 入居後、町会に加入すること
- 市内在住者の転居パターンについては P.1【市内在住者の転居パターン】を参照してください。
支援の特例の基準については、P.2 支援の特例・加算対象の基準を参照してください。

住宅の条件

下記の①～③いずれかの制度を利用したもの

- ① 既存住宅売買瑕疵保険に加入するもの
- ② 安心R住宅であるもの
- ③ フラット35(フラット20含む)又はフラット50で、
S、中古プラス、維持保全型、リノベのいずれかの要件を満たす借入れを利用するもの

奨励金額

下表の率を、住宅の購入又はリフォームにかかる借入金額(土地の取得費のみは除く)に乗じます

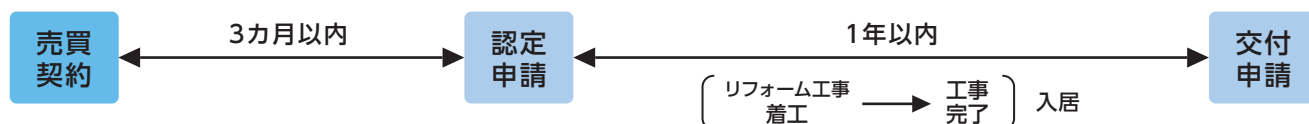
(カッコ内限度額)

	まちなか	居住誘導区域	地区計画区域等	一般居住区域 (移住者のみ対象)
基本額	5% (50万円)	2.5% (25万円)	1% (10万円)	1% (10万円)
加算額	・子育て世帯 2.5% (25万円) ・移住者 2.5% (25万円) ・45歳未満 2.5% (25万円) ・リフォーム済 安心R住宅(※2) 2.5% (25万円) ※加算額の上限 5% (50万円)	・子育て世帯 2.5% (25万円) ・移住者 2.5% (25万円) ・リフォーム済 安心R住宅(※2) 2.5% (25万円) ※加算額の上限 2.5% (25万円)	・子育て世帯 1.5% (15万円) ・移住者 1.5% (15万円) ・リフォーム済 安心R住宅(※2) 1.5% (15万円) ※加算額の上限 1.5% (15万円)	・子育て世帯 1% (10万円) ・リフォーム済 安心R住宅(※2) 1% (10万円) ※加算額の上限 1% (10万円)
上限額	100万円	50万円	25万円	20万円

加算対象の基準については、P.2 支援の特例・加算対象の基準を参照してください。

※2 購入前にリフォーム工事実施済みの安心R住宅をいう

手続きについて



住宅奨励金の対象区域を調べることができます

まちづくり支援
情報システム



金沢市 まちづくり支援情報システム をご利用ください

金沢市 まちづくり支援情報システム

検索

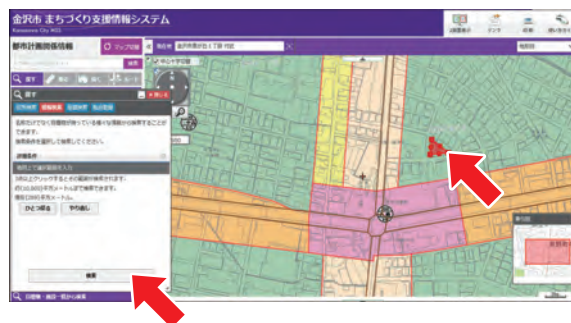
市民の方は、ご自分の現在のお住まいがどの区域なのかもお調べください。

正確な情報を把握するため、パソコン用サイトで検索してください。(スマートフォン専用サイトでは、⑤の敷地を囲むことができません。)

①まちづくり支援情報システムトップページで「都市計画関連情報」をクリックし、次画面最下部の「同意する」をクリック。



⑤地図上で敷地を囲むように、3点以上をクリックすると、敷地が赤く表示されます。画面左下の「検索」をクリック。



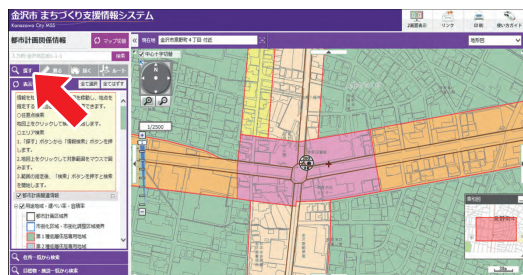
②郵便番号・住所またはその一部を入力し「検索」をクリック。



⑥小さな「詳細情報」ウィンドウが開きます。最下部の「印刷」をクリック。



③1/2500の地図が表示されます。地図をスクロールして目標を表示したら、画面左上の「探す」をクリック。



④別の小さなウィンドウが開きます。ウィンドウ上部の「情報検索」をクリック。



⑦印刷画面に切り替わります。



地域によって、それぞれ右ページの例のように表示が出ます。

居住誘導区域内の まちなか

例1:寺町5丁目付近

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	第一種中高層住居専用地域	建ぺい率(%)	60
容積率(%)	200	防火・準防火地域	準防火地域
高度地区	12m高度地区	集約都市関係区域(立地適正化計画)-居住誘導区域	居住誘導区域
集約都市関係区域(立地適正化計画)-都市機能誘導区域	都市機能誘導区域(都心拠点)	伝統環境保存区域	伝統的街並み区域-寺町寺院群旧鶴来道周辺地区
屋外広告物(禁止地域等)	第1種禁止地域	照明環境形成地域	方針・基準・届出
景観計画区域	歴史的景観保全区域	寺社風景保全区域	寺町寺院群区域
住宅支援対象区域	まちなか区域	金澤町家保全活用推進区域	指定あり

この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

まちなか以外の 居住誘導区域

例2:有松4丁目付近

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	準住居地域	建ぺい率(%)	60
容積率(%)	200	建築基準法第22条区域	指定あり
高度地区	20m高度地区	集約都市関係区域(立地適正化計画)-居住誘導区域	居住誘導区域
景観計画区域	景観計画区域(その他の区域)	屋外広告物(禁止地域等)	許可地域
照明環境形成地域	流通業務地域		

この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

居住誘導区域 内の 地区計画区域

例3:鈴見町付近

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	近隣商業地域	建ぺい率(%)	80
容積率(%)	300	建築基準法第22条区域	指定あり
地区計画区域	4.金沢市若松・鈴見地区	集約都市関係区域(立地適正化計画)-居住誘導区域	居住誘導区域
集約都市関係区域(立地適正化計画)-生活拠点	生活拠点	重要伝統的景観形成区域	外環状道路・津幡バイパス沿道
屋外広告物(禁止地域等)	第6種禁止地域	照明環境形成地域	方針・基準・届出
景観計画区域	景観計画区域(その他の区域)	屋外広告物(禁止地域等)	商業業務地域
照明環境形成地域	住宅環境地域		
宅地造成等工事規制区域	指定あり		

この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

地区計画区域

例4:直江東1丁目付近

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	第二種中高層住居専用地域	建ぺい率(%)	60
容積率(%)	200	建築基準法第22条区域	指定あり
地区計画区域	62.副都心北部直江地区	集約都市関係区域(立地適正化計画)-一般居住区域	一般居住区域
景観計画区域	景観計画区域(その他の区域)	屋外広告物(禁止地域等)	第2種禁止地域
照明環境形成地域	住宅環境地域		

この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

一般居住区域

例5:観音堂町付近

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	工業地域	建ぺい率(%)	60
容積率(%)	200	建築基準法第22条区域	指定あり
高度地区	20m高度地区	集約都市関係区域(立地適正化計画)-一般居住区域	一般居住区域
景観計画区域	景観計画区域(その他の区域)	屋外広告物(禁止地域等)	許可地域
照明環境形成地域	生産業務地域		

この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

居住誘導区域内 (まちなか含む)の 都心(近代的都市 景観創出区域)

例6:里見町付近

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	商業地域	建ぺい率(%)	80
容積率(%)	400	防火・準防火地域	準防火地域
高度地区	31m高度地区	駐車場整備地区	金沢市都心部地区
集約都市関係区域(立地適正化計画)-居住誘導区域	居住誘導区域	集約都市関係区域(立地適正化計画)-都市機能誘導区域	都市機能誘導区域(都心拠点)
近代的都市景観創出区域	商業業務区域-広坂・登町地区	屋外広告物(禁止地域等)	第1種禁止地域
照明環境形成地域	商業業務地域	夜間景観形成区域	にぎわい景観創出区域
こまちなみ保存区域	里見町区域	住宅支援対象区域	まちなか区域
金澤町家保全活用推進区域	指定あり		

この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

その他の区域 (市街化調整区域)

例7:普正寺町付近

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化調整区域
用途地域	商業地域	建ぺい率(%)	60
容積率(%)	400	防火・準防火地域	準防火地域
景観計画区域	景観計画区域(その他の区域)	屋外広告物(禁止地域等)	許可地域
照明環境形成地域	自然環境地域		

この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

新築

中古

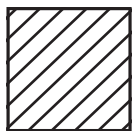
各区域について

まちなか区域図

まちなか

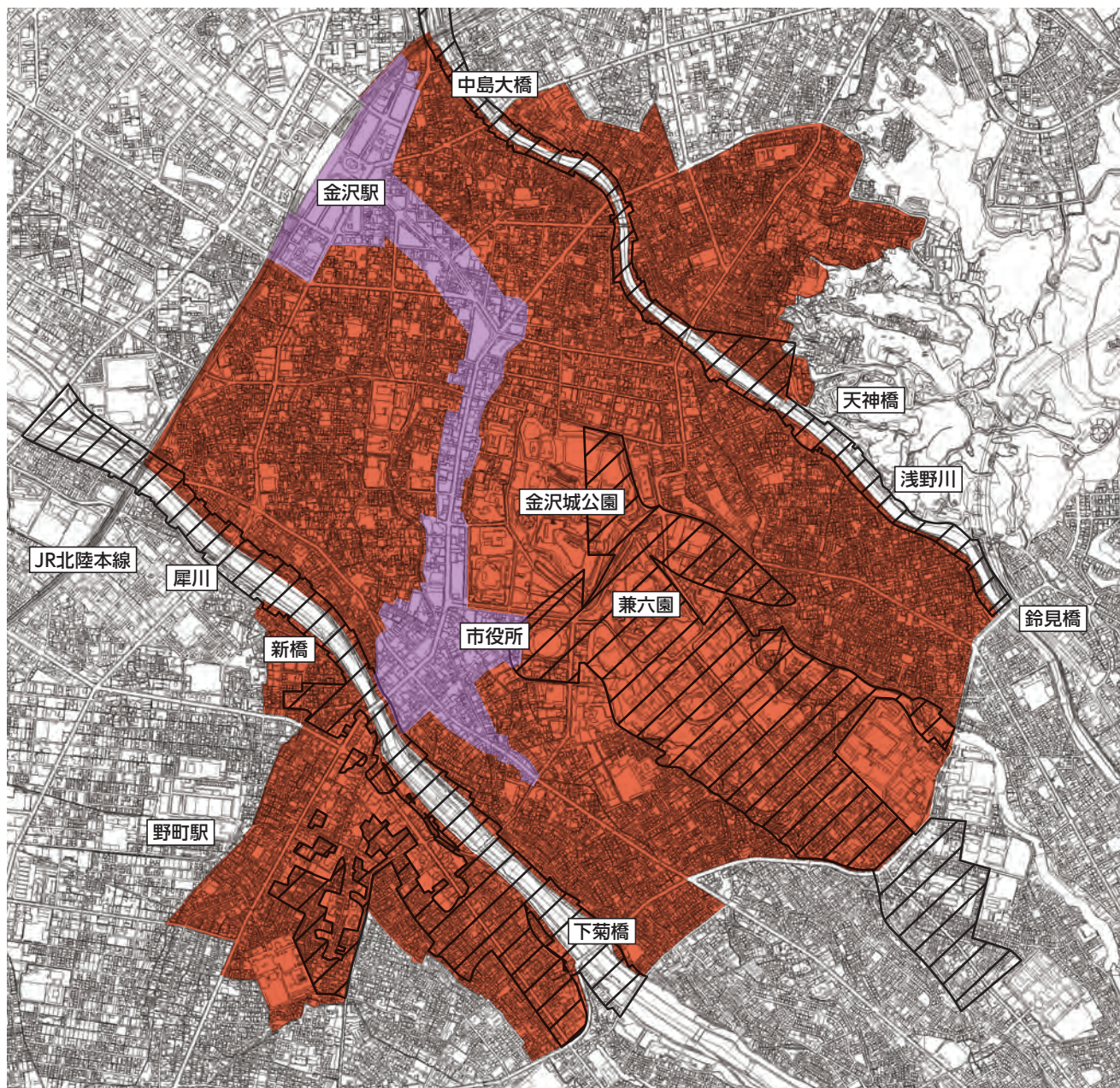
【支援交付対象外】 都心(近代的都市景観創出区域)

新築【建築条件】



太線内:軒の出のある黒瓦ぶきの勾配屋根

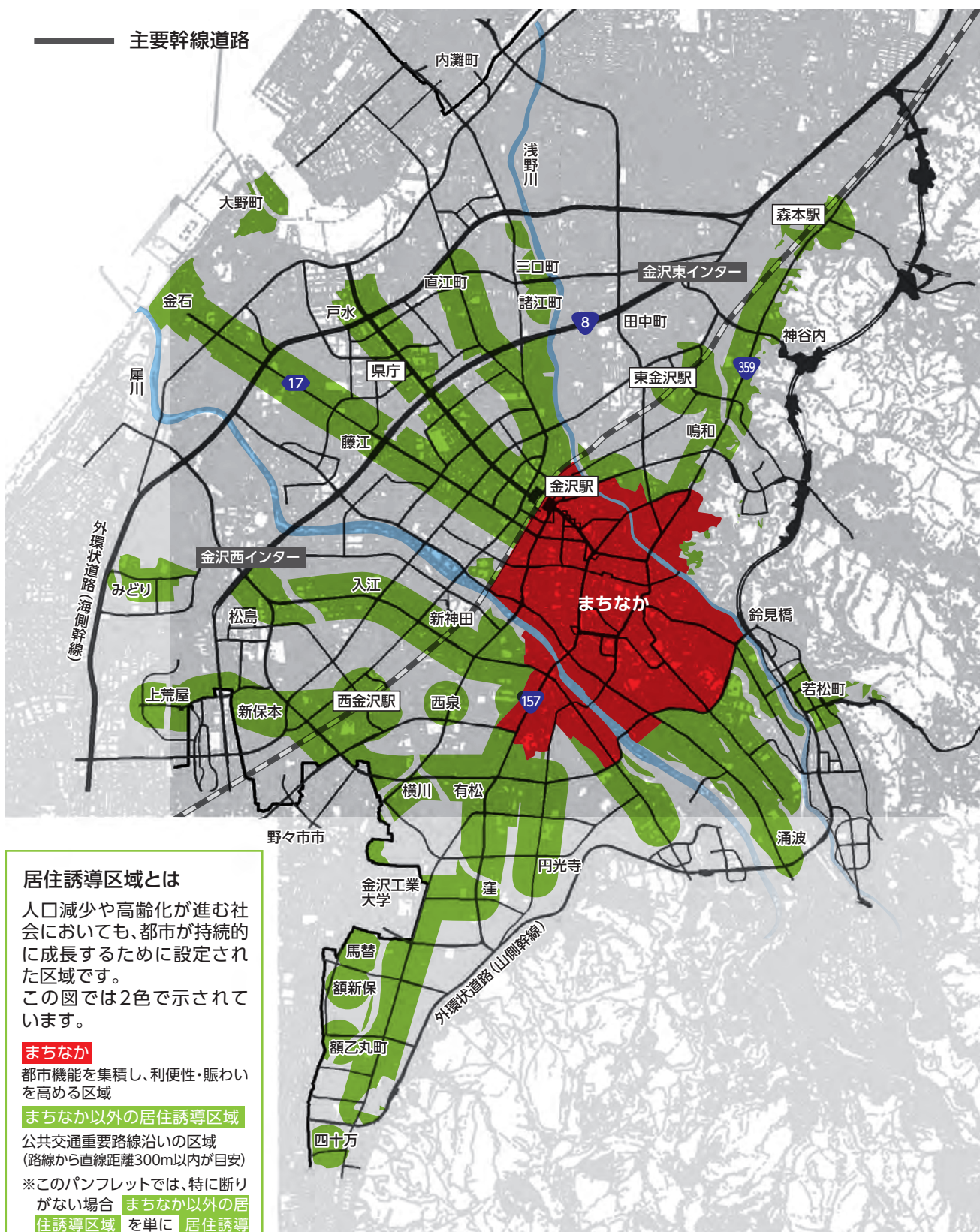
寺社風景保全区域
川筋景観保全区域
眺望景観形成区域(近景に限る)



「金沢市まちづくり支援情報システム」をご利用ください！
現住所や新築計画地がどのエリアか調べることができます
(P.5からP.6に操作方法)

居住誘導区域図

■ まちなか ■ まちなか以外



居住誘導区域とは

人口減少や高齢化が進む社会においても、都市が持続的に成長するために設定された区域です。
この図では2色で示されています。

まちなか

都市機能を集積し、利便性・賑わいを高める区域

まちなか以外の居住誘導区域

公共交通重要路線沿いの区域
(路線から直線距離300m以内が目安)

※このパンフレットでは、特に断りがない場合、まちなか以外の居住誘導区域を単に「居住誘導区域」と表記します

新築 中古 地区計画区域等 一覧

2026年9月1日現在

これらの地区は、**居住誘導区域**と重なる区域が一部あります。
・奨励金を受ける場合、両方の規定に適合する必要があります。

地区計画（都市計画法に基づき定められた、まちづくりに関するルールです）

都市計画課：
TEL.076-220-2353

対象エリア（地区計画区域等）

No.	地区名	No.	地区名	No.	地区名
1	金沢西部地区金沢駅港線	21	横川3丁目地区	41	笠舞本町2丁目地区
2	泉野町3丁目地区	22	松村第二地区	42	パークサイド四十万地区
3	若松・鈴見地区	23	大桑第三地区	43	イータウンかなざわ地区
4	金沢西部西地区	24	野田地区	44	ガーデンシティ小坂地区
5	直江地区	25	三池高柳地区	45	大河端地区
6	瑞樹団地地区	26	中屋地区	46	副都心北部直江地区
7	上安原第一地区	27	三口第二地区	47	副都心北部大友地区
8	上荒屋東部地区	28	ウッドパーク玉鉾地区	48	松村フレッシュタウン地区
9	金沢西部東地区	29	アーバンガーデン泉本町地区	49	米泉町10丁目地区
10	鞍月地区金沢駅港線	30	木曳野地区	50	福久町地区
11	鞍月東地区	31	戸板第二地区	51	旧戸板小学校地区
12	鞍月西地区	32	笠舞2丁目地区	52	ウッドパーク新保本・八日市地区
13	太陽が丘西部地区	33	無量寺第二地区	53	南新保地区
14	安原中央地区	34	塚崎南地区	54	近岡町地区
15	福久町東部地区	35	東金沢イースト地区	55	東金沢ゆいの里地区
16	南森本・塚崎地区	36	ウッドパーク小立野地区	56	サンシャイン金沢・安原地区
17	田上第五地区	37	サンシャイン鳴和地区	57	花園八幡町地区
18	田上本町地区	38	太陽が丘東部地区	58	湖陽団地地区
19	金沢西部第二地区	39	サンシャイン千木地区	59	末町地区
20	八日市出町地区	40	ウッドパーク上荒屋地区	60	地域交流拠点湯涌地区

まちづくり協定

都市計画課：TEL.076-220-2353

（まちづくり条例に基づき定められた、
建築や土地利用に関するルールです）

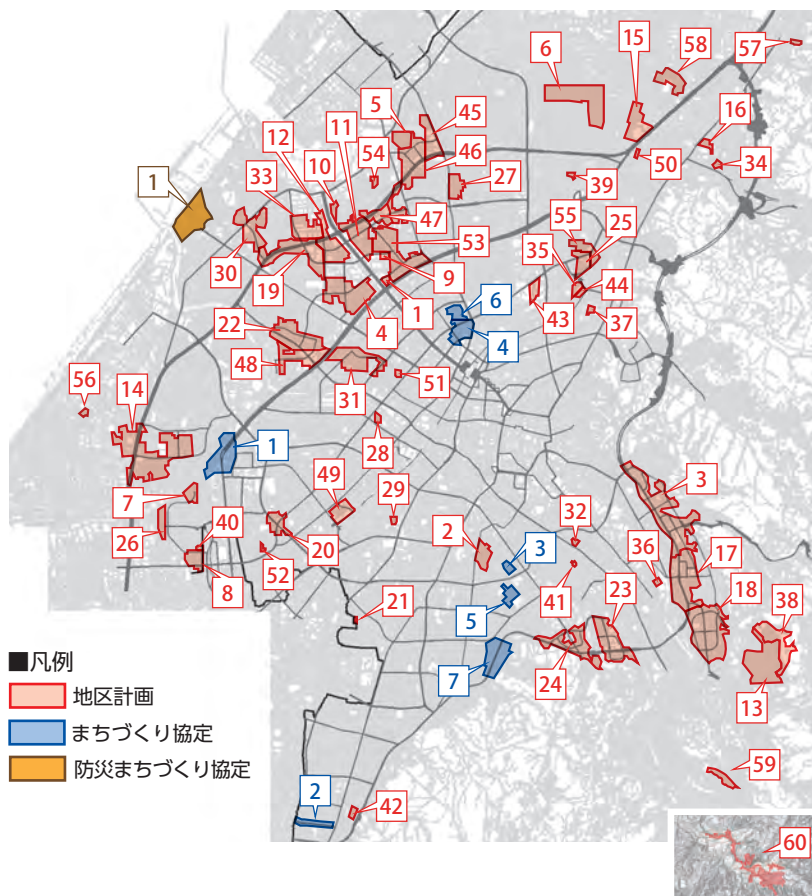
No.	地区名
1	神野町地区
2	四十万地区
3	泉野町1丁目泉工会地区
4	北安江地区
5	緑が丘地区
6	北安江下丁地区
7	長坂台町会地区

防災まちづくり協定

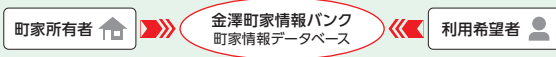
市街地再生課：TEL.076-220-2675

（防災まちづくり条例に基づき定められた、
防災計画に関するルールです）

No.	地区名
1	金石西地区



その他の住宅支援制度

耐震化の促進	既存建築物耐震改修工事費等補助		昭和56年5月31日以前に建築(または工事着手)された一戸建て住宅等の耐震化 ・耐震診断……補助率 3/4【限度額 15万円】 ・耐震改修……補助率10/10【限度額280万円】 ※その他、高齢者等住宅や木造共同住宅、非木造建築物への補助制度もあります。	
	被災木造住宅耐震改修工事費等補助	建築指導課 建物安全推進室 TEL.076-220-2059	令和6年能登半島地震により被災し、耐震性が低下した木造住宅の耐震化 ・耐震診断……補助率 3/4【限度額 15万円】 ・耐震改修……補助率10/10【限度額280万円】(傾斜修復を含む) ・建替工事……補助率10/10【限度額280万円】(原則、現地建替)	
	木造住宅除却工事費補助		木造密集地に存する高齢者等住宅の除却 ・除却工事……補助率23%以内【限度額50万円】 ※詳細については、建築指導課建物安全推進室までお問い合わせください。	
	リフォーム融資(耐震改修工事)	住宅金融支援機構 カスタマーセンター TEL.0120-0860-35	住宅に認定耐震改修工事又は耐震補強工事を含むリフォームが融資の対象 融資額は、最大1,500万円(10万円以上1万円単位)で住宅部分の工事費が上限	
空き家の活用	シェアハウス再生 空き家活用事業	建築指導課 空き家活用室 TEL.076-220-2136	学生を対象としたシェアハウスとして空き家を活用する際に必要な費用を支援 ・対象区域 居住誘導区域または防災まちづくり協定区域 ・対象者 空き家所有者、運営管理事業者 ・補助金額 建物改修費……補助率2/3 限度額100万円 動産処分費補助……補助率1/2 限度額10万円 ※詳細については、建築指導課空き家活用室までお問い合わせください。	
地元産材の活用	木のある暮らしづくり 奨励事業	森林再生課 TEL.076-220-2217	市内に居住するため、金沢産材を使用した木造個人住宅の建築(購入)や木塀の設置(購入)をした方に対する補助 ・「柱」計画の認定申請日が令和8年3月31日以前 1本あたり2,800円(限度額25万円) 計画の認定申請日が令和8年4月1日以後 1本あたり3,800円(限度額34万円) ・「[柱]の上乗せ補助として、」[内外装材]1㎡あたり1,000円(限度額5万円) ・「木塀」1㎡あたり5,000円(限度額15万円) ※「木塀」の補助対象地区は、伝統環境保存区域、伝統的建造物群保存地区、こまちなみ保存区域を除く市内全域。「木塀」以外の補助は、市内全域が対象。	
高齢者等に対する支援	介護保険による住宅改修費の支給		要介護・要支援認定をお持ちの方が対象です。 事前に申請が必要です。ケアマネジャーか地域包括支援センターに相談のうえ、施工箇所や施工業者を決めてから申請してください。 対象工事費(限度額20万円)のうち介護保険の負担割合に応じた金額を支給します。	
	要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくり助成	介護保険課 TEL.076-220-2264	要介護・要支援認定をお持ちの方及び重度障害による住宅改修制度を利用できる方が対象です。(ただし収入等により利用できない場合があります。) 事前に申請が必要です。ケアマネジャーか地域包括支援センターに相談のうえ、施工箇所や施工業者を決めてから申請してください。(助成率や限度額は収入等により異なります。)	
	リフォーム融資(高齢者向け返済特例)	住宅金融支援機構 カスタマーセンター TEL.0120-0860-35	満60歳以上の方が行う耐震改修工事等を含むリフォームが融資の対象 申込人全員が亡くなるまでの間は利息のみの支払いとする返済方法(返済特例)	
里山地域での住宅支援	里山地域における分家住宅等建築奨励金制度	農業水産振興課 TEL.076-220-2214	戸建て住宅の新築または購入 (対象:農家の分家世帯員、新規就農者、伝統工芸従事者) ・基本額:借入金0.5%【限度額10万円】 ・加算額:45歳未満…借入金1.5%【限度額30万円】 子育て世帯(18歳未満の子がいる世帯)…借入金1.5%【限度額30万円】 移住者…借入金1.5%【限度額30万円】 ・加算限度額:借入金3.0%【限度額60万円】	
金沢町家等の保全・活用	金沢町家再生活用事業(昭和25年以前に建築された金沢町家の修復工事に補助します。)	金沢町家情報館 TEL.076-208-3231	対象 ・金沢町家保全活用推進区域又は特定金沢町家 補助金額 ・外観の修復、内部・内装改修…対象工事費の1/2(限度額:住宅150万円、店舗等250万円、宿泊施設300万円) ・構造の修復、補強………対象工事費の1/2(限度額250万円) ・耐震診断、補強設計………耐震診断経費の3/4、補強設計経費の2/3(限度額:耐震診断30万円、補強設計20万円) ※Uターン、特定金沢町家、職人大学校修了者による加算があります。 ※対象工事、限度額、加算等についてはお問合せください。	
	こまちなみ保存修景事業(外観の修景や修復工事に補助します。)	歴史都市推進課 TEL.076-220-2208	対象 ・こまちなみ保存区域(9区域) 補助金額 ・各対象工事費の70%(限度額あり) ※職人大学校修了者による加算があります。 ※対象工事、限度額、加算等についてはお問合せください。	
	金沢町家情報バンク	金沢町家情報館 TEL.076-208-3231	金沢町家の売買や賃貸に関する物件情報を提供しています。 バンクの仕組み  【協力】 ▶(一社)石川県建築士会 登録物件の概要調査、改修相談 ▶(公社)石川県宅地建物取引業協会 ▶(公社)全日本不動産協会石川県本部 バンクへの物件情報提供、契約仲介等	

まちなかの空き地活用

【事業者向け】
まちなか低未利用地
活用促進補助金

【低未利用地 ご提供者向け】
まちなか空き地
活用促進奨励金

【事業者向け】
まちなか住宅団地
整備費補助金

市街地再生課：
TEL.
076-220-2675

詳しくは
こちら▶



まちなかの狭あい道路に接する500㎡未満の住宅地整備に助成
・道路用地費相当額(偶切り部のみ)、道路工事費…補助率10/10
・老朽建築物の除却費…補助率1/2【限度額:50万円/区画】
※防災まちづくり協定区域は限度額:70万円/区画

「かなざわ空き家活用バンク」に空き地を掲載し、その空き地が上記
「まちなか低未利用地活用促進補助金」の対象となった場合に助成
・空き地の提供者(売り主)に土地譲渡所得の3%【限度額:30万円】

面積が500㎡以上の良質な開発行為に助成
・道路・公園等の整備費…補助率1/2
・道路・公園・緑地・調整池の用地費相当額…補助率1/2
・老朽建築物の除却費…補助率1/2【限度額:50万円/区画】
※防災まちづくり協定区域は限度額:70万円/区画
公共減歩率が30%以上の場合、各補助率は2/3となる

環境対策

創エネ・省エネ・蓄エネ設備設置費補助
ゼロカーボンシティ推進課：
TEL.**076-220-2507**

詳しくは
こちら▶



・創・省エネ設備の一体的導入
(住宅用太陽光発電システム・HEMS) 50,000円
・住宅用蓄電システム 100,000円
・住宅用高効率エネルギー設備
※都市ガス・LPガスを燃料とするもの
50,000円(燃料電池システム) 40,000円(ハイブリッド給湯器)
・住宅用断熱窓 ※既存住宅に限る【限度額:50,000円】
・木質ベレットストーブ【限度額:500,000円】(補助率5/6)

生ごみ処理機器購入費補助
ごみ減量推進課:TEL.**076-220-2302**

・生ごみ処理機購入費の1/2
【限度額:40,000円】(ディスポーザーを除く)

屋上等緑化助成制度
緑と花の課:TEL.**076-220-2356**

・屋上緑化及び壁面緑化
植栽経費、植栽基盤造成経費等緑化に関する経費の1/2
総限度額50万円、1㎡当たりの限度額5万円(壁面緑化は5千円)
金沢市中心市街地活性化基本計画における中心市街地内の民間建築物を対象

水洗便所改造資金貸付制度
お客さまサービス課:TEL.**076-220-2771**

公共下水道に直結するために便所を改造する資金を
無利子で融資【限度額:70万円】

雨水貯留施設等設置費補助制度
河川水防課:TEL.**076-220-2341**

雨水貯留施設等設置費の2/3
・雨水貯留槽【限度額:20,000円～80,000円】
・浄化槽転用雨水貯留槽【限度額:80,000円】
・雨水浸透ます【限度額:18,000円～35,000円】

【グリーンリフォームローン】
住宅金融支援機構
カスタマーセンター:TEL.**0120-0860-35**

断熱改修工事または省エネ設備設置工事を含む
リフォームが融資の対象
融資額は、最大1,000万円(10万円以上、1万円単
位)でリフォーム工事費が上限

詳しくは
こちら▶



その他

危険ブロック塀除却補助
建築指導課 建物安全推進室:TEL.**076-220-2059**

道路に面するブロック塀等の除却
・通学路・避難路^(※1):1㎡につき7,000円【限度額:20万円】
・その他 :1㎡につき3,500円【限度額:10万円】
(※1)第1次、第2次緊急輸送道路に限る

まちなみの修景に関する補助(各々対象区域・条件あり)
景観政策課:TEL.**076-220-2364**

金沢の景観に関する助成制度のあらし

検索

・土塀の修復 …………… 70%【限度額:200万円】
・竹垣、土・板塀の設置 70%【限度額:50万円】
・生け垣の整備 …………… 70%又は25%【限度額:50万円又は20万円】
・高木の植栽 …………… 70%【限度額:30万円】
・屋根、外壁の修景 …………… 50%【限度額:50万円】

がけ地防災工事費等補助
がけ地対策室：
TEL.**076-220-2612**

※詳細については、がけ地対策室まで
お問い合わせください。

◎こう配が30度を超える傾斜地で高さ3mを超えるがけ地等の防災工事費等に補助

・防災工事 居室のある建築物に隣接するがけ地 …………… 補助率1/2【限度額600万円】
市管理の公共施設に隣接するがけ地 …………… 補助率3/4【限度額 なし】
・抑制工事 居室のある建築物に隣接するがけ地 …………… 補助率1/2【限度額240万円】
市管理の公共施設に隣接するがけ地 …………… 補助率3/4【限度額360万円】
・応急防災工事 居室のある建築物に隣接するがけ地 …………… 補助率1/2【限度額 60万円】
市管理の公共施設に隣接するがけ地 …………… 補助率3/4【限度額 90万円】
・工事設計 居室のある建築物に隣接するがけ地 …………… 補助率1/2【限度額 75万円】
市管理の公共施設に隣接するがけ地 …………… 補助率3/4【限度額100万円】
・地盤調査 …………… 補助率3/4【限度額100万円】

新築記念高木植栽助成制度
(公財)金沢市スポーツ事業団:TEL.**076-247-9018**

住宅・事業所等を新築し、高木(3.0m以上)
植栽工事を行うときに3万円の助成

詳しくは
こちら▶



各種奨励金と国の補助金等との併用については、各申請窓口にご確認ください。